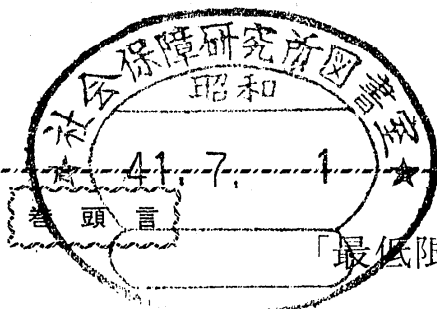




「最低限度の生活」ということ

大 内 兵 衛

新しい日本と旧い日本とにはいろいろのちがいがあがあるが、新しい憲法が、すべての国民に「最低限度の生活」を保障しているということ、しかもその「最低限度の生活」というのに、「健康で文化的な」という形容句をつけたということ、これほどすばらしいことはないと思う。むろん人権に関する憲法の規定も、平和に関する保障も、すべて立派ではあるけれども、それらは世界史的にはすでにふるい話である。それに対してこの規定すなわち社会保障というのはいかにもフレッシュな概念であり、また力づよい理念である。

社会保障がこのような新鮮さをもっているばかりでなく、新憲法 20 年で早くもこのように重大な現実的地位を日本の政治と行政の上に確立したことについては、むろん多くの人々、ことにそれを要求してやまなかった大衆的民主的努力に感激しなくてはならぬのであるが、そしてその努力の主体が日本人であったことは事実であったが、われわれとしては、そういう勢いがひろく世界的なそれであったことをも忘れてはならぬであろう。すなわち、われわれはこの事実のうちに、われわれの世界史的な成長を見ることがうれしいのである。

たとえば明治の文明開化のリーダーであった福沢諭吉、たとえば大正デモクラシーの先陣であった吉野作造、そういう人々といえども日本憲法がこんなに早くこういう規定をもつだろうとは思ひ及ばなかったろう。そしておそらくはこの事実驚喜するであろう。またたとえばあとでは過激な理想主義で人をおどろかした河上肇でも、その『貧乏物語』をもってこの憲法をはかるならば、彼の労がはるか後方に置き去られていることを嘆じないわけにいかぬであろう。

しかし、進歩は人類の願いであるばかりではない、その現実でなくてはならぬ。憲法もまたほんとうに人間のものとして生命をもつならば、不磨の大典であってはならない。それは日々その解釈を、またその内容を新たにしなければならぬ。その意味でわれわれにとってつねに問題となるのは、そもそも「最低限度の生活」とは何ぞや、「健康で文化的な」という形容はそもそも何を意味するかである。というのは、これらはだれにでもいちおう分ったような文字であるけれども、実は、なかなかわからぬ文字であるからであり、まして具体的なその要求の内容となると、その実際に存在するところとの異同となると、それはなかなかわからないものである。

かつてマルクスは「労働力の価値」という概念を規定して、それは一定額の生活手段の価値に帰着する、労働者は毎日、毎月、毎年その労働力を再生産しなければならぬといい、それを彼の壮大な社会構造論の基礎とした。これが問題のいちおうの答案だといえないこともないが、そんなことをいうなら、そんな考えはすでに古典派経済学において、またフランス革命前においてすでに確定的な要求として存在していたともいえないこともない。そしてそういうならば「最低限度の生活」の要求は旧い旧いものになってしまう危険がある。

われわれにとっては、そうではなく、問題はいかに具体的であるかである。社会保障研究所は、それについて具体的に、すなわち、今日の時点において、日本の社会の中において、この問題の答をわれわれに具体的に示す責任がある。福沢を、吉野を、河上を納得させ、彼らのヒューマンイズムの目標としてそれを採用せしめるほど、それほど具体的に、明確にそれを示す責任がこの研究所にある。「最低限度の生活」とは何か、その「保障」とは何か、日本国民はたえずそれを聞いている。ともかくもそれに答えてみてください。